

○国費旅行命令簿等の様式に関する規程

令和7年4月1日

警察本部訓令第22号

警察本部長

国費旅行命令簿等の様式に関する規程を次のように定める。

国費旅行命令簿等の様式に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国庫が支弁する旅費の支給事務の合理化を図るため、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第6条及び第24条の規定に基づき、必要な様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 この規程で定める様式及びその使用区分は、次表のとおりとする。

旅行命令簿（様式第1号）	旅行命令権者が旅行命令を発し、又は変更するとき
命令内訳書（様式第2号）	旅行命令権者が入校、研修、講習、部隊出動等の旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を2人以上の者に対して一括して命令するとき
旅行依頼簿（様式第3号）	旅行命令権者が旅行依頼を発し、又は変更するとき
出張旅費精算請求書（様式第4号）	旅行者が旅行後に旅費を請求するとき
出張旅費概算請求書（様式第5号）	旅行者が旅行前に旅費を請求するとき
請求内訳書（様式第6号）	命令内訳書を使用する旅行命令を発した場合において、旅費の請求を代理人が一括して行うとき

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の旅行命令による旅行から適用する。

